

令和元年（2019年）8月30日

各指定総合事業訪問介護事業所
各指定総合事業通所介護事業所
各指定総合事業訪問生活援助事業所
各指定居宅介護支援事業所

} 代表者 様

姫路市健康福祉局長寿社会支援部
地域包括支援課長

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について（通知）

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づき実施しておりますが、この度、その一部を下記のとおり改正し、介護サービスと同様に報酬単価の見直し等を行いますのでお知らせします。

つきましては、改正内容について御了知のうえ、事業の実施について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

総合事業のサービスの報酬改定 【令和元年10月1日から】

- (1) 総合事業訪問介護、総合事業通所介護の報酬について、国の定める単価のとおり改定します。（基本報酬、介護職員等特定処遇改善加算を裏面資料のとおり改定・新設）
- (2) 総合事業訪問生活援助の報酬について、訪問介護の生活援助の報酬に準じ改定します。（裏面資料のとおり改定）

2 改正後の要綱について

改正後の要綱は地域包括支援課のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業について）に掲載しています。（http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_38856.html）

3 その他

- (1) 新しいサービスコード表についても当課のホームページに掲載します。
- (2) 姫路市総合事業単位数表マスタ（CSV ファイル）は、国民健康保険中央会より総合事業サービスマスタが示され次第、当課のホームページに掲載します。（10月中旬頃の予定です）
- (3) 事業対象者の区分支給基準限度額も要支援者と同様に引き上がります。（5,032単位）
- (4) その他、総合事業に関する姫路市からの各種お知らせ・情報提供は、当課のホームページで随時公開します。

お問い合わせ先	姫路市地域包括支援課 総務担当
	電話 079-221-2853、FAX 079-240-5890

【裏面に報酬改定の概要を記載しています】

総合事業のサービスの報酬改定の概要

1 総合事業訪問介護、総合事業通所介護

(1) 基本報酬の改定

① 総合事業訪問介護	(現行)	(改正後)
訪問型サービスⅠ	1, 168単位	⇒ 1, 172単位
訪問型サービスⅡ	2, 335単位	⇒ 2, 342単位
訪問型サービスⅢ	3, 704単位	⇒ 3, 715単位
② 総合事業通所介護	(現行)	(改正後)
通所型サービス費Ⅰ	1, 647単位	⇒ 1, 655単位
通所型サービス費Ⅱ	1, 647単位	⇒ 1, 655単位
通所型サービス費Ⅲ	3, 377単位	⇒ 3, 393単位

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の新設

サービス区分	特定処遇改善加算	
	新加算(Ⅰ)	新加算(Ⅱ)
総合事業訪問介護	6.3%	4.2%
総合事業通所介護	1.2%	1.0%

(加算の算定要件)

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- ・総合事業訪問介護の場合は、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。
- ・総合事業通所介護の場合は、サービス提供体制強化加算(1)イを算定していること。
- ・その他の算定要件は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に定める介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準じます。

2 総合事業訪問生活援助の基本報酬の改定(訪問介護の生活援助の報酬に準じ改定)

	(現行)	(改正後)
所要時間20分以上45分未満の場合	181単位	⇒ 182単位
所要時間45分以上の場合	223単位	⇒ 224単位

※1、2とも改定内容の詳細は姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱でご確認ください。(市ホームページに掲載しています。)